

1 施設の概況

のぞみ荘は、事業団初の民設民営の児童福祉施設として、建物設置区との 10 年間事業協定に基づき運営開始した。母子 20 世帯定員（設置区 17 世帯、他区 3 世帯）の母子生活支援施設を基本とし、さらに、女性等の緊急一時保護委託事業 2 世帯、被災者一時滞在利用受託事業 2 世帯を運営している。施設利用に当たっては、在籍者数を常時満室とすべく予算の範囲内での計画に則った安定的な運営を目標としている。

利用者支援では、原則 2 年間の施設利用後も自立した地域生活像を描けるよう母と子双方ともに自立支援計画の策定と見直しに力を入れ、関係機関と連携した支援を行っている。また、退所後のアフターケアについても、地域資源の活用を図りつつ、施設が必要に応じていつでも相談できる拠点となり利用者が安心して生活できる支援を実施している。

地域交流では、合築の区立施設との連携を軸とし、地域の町会・地域住民との交流を深め、地域に根ざした福祉施設としての設置意義や役割が求められている。

のぞみ荘は、3 年後に事業協定期間が満了する。子供の貧困や児童虐待対策など「社会的養護」を担う母子生活支援施設の社会的役割は、ますます高まっている。協定期間満了後の新たな事業展開に向けて設置区と協議していけるよう、日々の運営・支援を振り返り、事業効果を検証していくことが今後の課題となっている。

2 主要目標と取組

(1) 母と子双方のニーズを踏まえた家族関係を育む支援

母子支援員、少年指導員、保育士、心理職等各職の役割を相互に認識したチーム力を高め、利用者家族の関係を育み、生活再建を支援する。

(2) 自立支援計画に基づいた地域で生活するための力を育む支援

原則 2 年間の利用期間の中で、自立支援計画に基づき、母子で安定した地域生活を営めるよう社会資源の活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

(3) 退所後の地域生活継続に向けたアフターケアの充実

退所利用者を対象に、定期的な訪問や電話相談、依頼に基づく緊急時の保育等を実施し、計画的に地域資源につなげ、地域生活が安定するよう支援する。

(4) 実施機関と連携した各種受託事業等の迅速・確実な実施

女性等の緊急一時保護事業及び被災者一時滞在利用の受託事業に係る利用者の迅速な受入れ、建物共同管理団体や行政機関との定期的な会議や防災訓練を実施する。

(5) 年間入所目標（対定員利用率）

種別	定員	平成 29 年度目標		平成 28 年度実績(見込)	
		新規入所世帯数（対定員利用率）		新規入所世帯数（対定員利用率）	
一般	20	12 世帯	(60.0%)	12 世帯	(60.0%)
緊急	2	15 世帯	(750.0%)	12 世帯	(600.0%)
罹災	2	8 世帯	(400.0%)	8 世帯	(400.0%)

3 管理運営

(1) 日常の援助

① 家族関係を育む支援

利用者とは合意形成した自立支援計画の作成・見直しに基づき、個別課題に沿って日常の援助を行う。各家庭の価値観・生活様式を尊重し、保護者母の養育への思いや悩みを受け止め、一方で子供の考え・思いを傾聴し家族関係の再生を支援する。

② 母への支援

心身の回復、生活リズムの確立、家事・育児などの生活力の回復・向上、就労開始・継続、資格取得、各種手続、住宅相談、補助保育・リフレッシュ保育等の支援を実施し、自分への自信を取り戻せるよう支援する。

③子への支援

乳幼児は、発育や健康面を定期的に確認する。学童児は、放課後の学習や遊びなどの日常的な関わりを中心とした支援を、特に不登校児は、個々のニーズに沿った支援を、自立支援計画に基づき行う。また、平成 27 年度より導入した学生ボランティアによる学習支援を継続・定着していくことで、更なる学力の向上を目指す。

④DV、虐待・被虐待、性暴力被害体験をもつ母子への支援

利用者世帯の多くが上記体験を持つ現状がある。職員の支援力を向上させ、施設心理職による心理ケアを実施し、また、外部機関と連携し支援する。特に医療機関、保健センター、児童相談所等の関係機関との連携をより一層強化する。

⑤安全・安心の確保

利用者の生活の安全を守るため、職員の勤務は、交代・宿直体制とする。夜間警備員配置と防犯カメラ設置により警備体制を強化する。安否カードによる安否確認と職員の見回りを確実に実施し、日常的に地元警察・消防署及び町会等と連携する。

(2) 自立促進・転出促進

- ① 実施機関と連携し、定期的に自立支援計画を見直し、自立・転出促進を図る。
- ② 就職活動及び資格取得に向けた情報収集、手続きの同行を実施する。
- ③ 公営住宅募集の案内及び申し込み支援、転宅支援を実施する。
- ④ 退所後のアフターケア制度を周知し実施する。

(3) 諸行事

- ① 季節行事（母の日・子どもの日、七夕、お月見、ハロウィン、クリスマス、雛祭り）
- ② 子どもプログラム（学習会、子ども会議、長期休暇時のアウトドア体験、料理教室、社会見学、初詣、書初め、七草粥、宿題学習会、進級進学祝い会等）
- ③ 母プログラム（母親レクリエーション、料理教室、裁縫・手芸等）
- ④ 全体行事（利用者懇談会、親子遠足、OG 交流会等）
- ⑤ 地域行事（さくら祭、ラジオ体操、天祖神社祭礼、もちつき大会）

(4) 消防・防災等

- ① 防災計画・消防訓練（BCP 災害対策、月 1 回消防訓練、年 1 回地域防災訓練）
- ② 防災体制の整備（消防用設備点検・整備、災害備蓄品・防災機材の点検補充）

(5) 職員会議等

- ① 施設内会議（職員会議、母担当・子担当会議、リーダー会議、ケース検討会議、毎朝の引継ぎ）
- ② 関係機関との会議（母子保護会議、サポートチーム会議、虐待防止等部会、女性問題に関する相談機関連携会議、建物共同管理会議）
- ③ 研修等（施設内職員学習会、職員個別研修計画に基づく外部研修、東京都社会福祉協議会母子福祉部会等の研修、全国母子福祉協議会研修等全国規模の研修）

4 保健衛生・環境整備

(1) 保健衛生

- ① 利用者の健康管理（嘱託医月 1 回、定期健康診断年 2 回、予防接種受診の推進）
- ② 施設内の衛生管理（防虫調査月 1 回、排水管・污水管点検清掃年 1 回、居室・共用部等エアコン清掃年 1 回）

(2) 環境整備

- ① ゴミ分別の周知徹底と収集場のコンテナ設置
- ② 町会主催の地域清掃への参加

5 施設の社会化（地域交流事業及び施設機能強化推進事業）

- (1) 地域行事への積極的参加及びもちつき大会を通して地元住民との交流を推進する。
- (2) 地元社会福祉協議会や地元大学と連携したボランティアの受入れを実施する。
- (3) 社会福祉・保育系の大学や専門学校からの実習生を積極的に受け入れる。
- (4) 合築施設の設備を活用した地域児童等を対象とした学習会等の開催を検討する。